



# 島根県報

平成17年 1月21日 (金)  
第 1,643 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (2件)	(健康福祉総務課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (2件)	( " )	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	( " )	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	4
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	( " )	4
介護保険法の規定に基づく介護療養型医療施設の指定の辞退	( " )	5
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	5
保安林予定森林	(森林整備課)	5
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路維持課)	6
廃川敷地等の発生	(河 川 課)	6
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建築住宅課)	6

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	7
---------------------------	-----------	---

### 選管告示

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消		7
--------------------------	--	---

### 公安規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		8
------------------------	--	---

### 労委告示

あっせん員候補者の解囑		9
-------------	--	---

### 正 誤

平成16年12月28日付け島根県報第1,637号中	(砂 防 課)	9
---------------------------	---------	---

## 告 示

### 島根県告示第66号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、大田市長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成17年 1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
大田市静間町字和江1642番地先の公有水面埋立地	1,283.00 平方メートル	静間町字和江

(ただし、上記地番は、平成16年11月15日現在のものである。)

島根県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年1月21日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
安来市国民健康保険直営比田診療所	安来市広瀬町西比田1295 - 1	平成16年10月1日

島根県告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年1月21日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
公立雲南総合病院組合	雲南市大東町飯田96番地1	指定訪問看護ステーションうんなん	雲南市大東町飯田96番地1	平成16年11月1日

島根県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年1月21日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
益田地域医療センター医師会病院 岩柘出張所	益田市岩倉町304 - 7	平成15年7月1日
広瀬町国民健康保険直営比田診療所	能義郡広瀬町西比田1295 - 1	平成16年9月30日

島根県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
大東町外 9ヶ町村雲南 病院組合	大原郡大東町大字飯田96 - 1	指定訪問看護ステー ションうんなん	大原郡大東町大字飯田96 - 1	平成16年 10月31日

島根県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 順生会 すみかわクリニック	益田市東町2番9号	居宅療養管理 指導	医療法人 順生会 すみかわクリニック	益田市東町2番9号	平成16年 11月1日
社団法人 益田市医師会	益田市遠田町1917番 地2	居宅介護支援 事業	益田市医師会居宅介 護支援事業所	益田市遠田町1956番 地8	平成16年 11月1日
社団法人 益田市医師会	益田市遠田町1917番 地2	訪問介護	益田市医師会ホーム ヘルプ事業所	益田市遠田町1956番 地8	平成16年 11月1日
社団法人 益田市医師会	益田市遠田町1917番 地2	訪問看護	益田市医師会訪問看 護ステーション	益田市遠田町1956番 地8	平成16年 11月1日
社団法人 益田市医師会	益田市遠田町1917番 地2	居宅療養管理 指導	益田地域医療セン ター医師会病院	益田市遠田町1917番 地2	平成16年 11月1日
社団法人 益田市医師会	益田市遠田町1917番 地2	訪問リハビリ テーション	益田地域医療セン ター医師会病院	益田市遠田町1917番 地2	平成16年 11月1日

介 護 機 関 の 名 称	実施する施設	所 在 地	指 定 年月日
益田地域医療センター医師会病院介護療養型医療施設	介護療養型医療施設	益田市遠田町1917番地2	平成16年 11月1日

島根県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社団法人 益田市美濃郡医師会	益田市遠田町1917番地2	居宅介護支援事業	益美医師会居宅介護支援事業所	益田市遠田町1956番地8	平成16年10月31日
社団法人 益田市美濃郡医師会	益田市遠田町1917番地2	訪問介護	益美医師会ホームヘルプ事業所	益田市遠田町1956番地8	平成16年10月31日
社団法人 益田市美濃郡医師会	益田市遠田町1917番地2	通所リハビリテーション	益田地域医療センター医師会病院通所リハビリテーション	益田市遠田町1917番地2	平成16年3月31日
社団法人 益田市美濃郡医師会	益田市遠田町1917番地2	訪問看護	益田市美濃郡医師会訪問看護ステーション	益田市遠田町1956番地8	平成16年10月31日
社団法人 益田市美濃郡医師会	益田市遠田町1917番地2	短期入所療養介護	益田地域医療センター医師会病院介護療養型医療施設	益田市遠田町1917番地2	平成13年3月31日
社団法人 益田市美濃郡医師会	益田市遠田町1917番地2	居宅療養管理指導	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917番地2	平成16年10月31日
社団法人 益田市美濃郡医師会	益田市遠田町1917番地2	訪問リハビリテーション	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917番地2	平成16年10月31日

介護機関の名称	廃止する施設	所 在 地	廃止年月日
益田地域医療センター医師会病院介護療養型医療施設	介護療養型医療施設	益田市遠田町1917番地2	平成16年10月31日

島根県告示第73号

介護保険法（平成9年法律123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 カナエ	特定施設入所者生活介護	特定施設入所者生活介護事業所鳳光苑	簸川郡斐川町上庄原1634番地5	平成17年1月6日

島根県告示第74号

介護保険法（平成9年法律123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 J A いずも福祉会	社会福祉法人 J A いずも福祉会 みどりの郷平田	平田市平田町2308 - 9番地	平成17年 1月1日

島根県告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による同法第48条第1項第3号の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定に基づき告示する。

平成17年 1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名 称	施設の所在地	指定辞退年月日
山根 毅	指定介護療養型医療施設 山根 病院	浜田市熱田町1517 - 1	平成16年12月31日

島根県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、飯石郡吉田村土地改良区の定款変更を平成17年1月12日付けで認可した。

平成17年 1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第77号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

簸川郡佐田町大字佐津目951 - 1、953 - 1、955 - 2、955 - 7、978、979 - 4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第78号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路 線 名	区 間	上り線又は下り線の別	指定年月日
県 道	益田澄川線	益田市常盤町504番2地先から同市有明町498番1地先まで	上り線	平成17年1月21日
”	”	益田市常盤町369番1地先から同市有明町373番4地先まで	下り線	”
”	”	益田市有明町口2230番3地先から同町647番2地先まで	上り線	”
”	”	益田市有明町口2228番2地先から同町590番2地先まで	下り線	”

島根県告示第79号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県川本土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 河川の名称  
一級河川 江の川水系 祖式川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成17年1月21日
- 3 廃川敷地等の位置  
邑智郡川本町大字小谷24番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 37.81平方メートル

島根県告示第80号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を改正し、平成17年1月21日から施行する。

平成17年1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

表の出雲市の項中 「 今 市 耐火構造2階建 平成14 0.99 」 を

今 市	耐火構造 2 階建	平成14	0.99	に改める。
	高層耐火構造 5 階建	平成16		

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 1月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 1月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 コアラッチ

3 代表者の氏名

常國文江

4 主たる事務所の所在地

益田市乙吉町イ94番地 8

5 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる地域のひとに対して、環境と次世代育成に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨邑南町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年 1月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	取消年月日
宇都井児童館	邑智郡邑南町宇都井424番地 1	平成16年10月 1 日
戸河内集会所	邑智郡邑南町戸河内893番地 4	平成16年10月 1 日
長田集会所	邑智郡邑南町上田335番地 1	平成16年10月 1 日
雪田集会所	邑智郡邑南町雪田1215番地 1	平成16年10月 1 日



## 公安委員会規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年1月21日

島根県公安委員会委員長 増原久子

## 島根県公安委員会規則第1号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

法第4条第2項の規定により交通の規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げる規制の区分に応じ、当該各号に定める車両とする。

(1) 道路標識等による規制 警衛列自動車及び警護列自動車

(2) 最高速度の規制 次に定める車両

ア 緊急自動車

イ 専ら交通の取締りに従事する自動車（最高速度の規制が令に定める速度以下の場合に限る。）

(3) 車両の通行禁止（車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制 次に定める車両

ア 負傷者又は急病人の救護、防災等人の生命、身体又は財産に係る緊急やむを得ない理由により使用中の車両

イ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務を遂行するため使用中の車両

ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、選挙運動又は政治活動のため使用中の車両

エ 次に定める車両のうち、公安委員会が区域又は道路の区間を定めて指定したもので通行禁止除外指定車（様式第3号）の標章を掲出しているもの

ア 郵便物の集配及び電報の配達のため使用中の車両

イ 電気、電話、水道及びガスの応急工事を行うため使用中の車両

ウ 道路及び道路付属物並びに信号機、道路標識、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置及び維持管理のため使用中の車両

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の収集のため使用中の車両

オ アからエまでに定めるもののほか、公安委員会が公益上やむを得ない理由があると認める車両

(4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制 次に定める車両。ただし、駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合は、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。

ア 前号に定める車両

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付した駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車（身体障害者使用車）標章（様式第4号）（他の都道府県公安委員会の交付に係る身体障害者使用車のものを含む。ウにおいて同じ。）を掲出している車両

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者厚生相談所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所において重度以上の知的障害であると判定され、療育手帳の交付を受けている者の介護を行う者が当該知的障害者のために現に使用中の車両で、公安委員会が交付した駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車（身体障害者使用車）標章を掲出している車両

エ 難病対策要綱（昭和47年厚生省制定）に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業（昭和49年厚生事務次官通知）の対象となっている色素性乾皮症患者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付した駐車禁止・時間制限駐車区間規制除外指定車（紫外線要保護者使用車）標章（様式第4号の2）（他の都道府県公安委員会の交付に係る紫外線要



保護者使用車のものを含む。)を掲出している車両。ただし、日の出から日没までの時間に限る。

オ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務を遂行するために現に警察官又は交通巡視員に停止を求められている車両

カ 次に定める車両で、公安委員会が交付した駐車可標章(様式第5号)を掲出しているもの

- (ア) 報道機関の緊急取材中の車両
- (イ) 急病者等に対する医師の緊急往診及び緊急手当のため使用中の車両
- (ウ) (ア)及び(イ)に定めるもののほか、公安委員会が公益上やむを得ない理由があると認める車両

第6条第2項中「同項第4号ウ又はエ」を「同項第4号イ及びウ又はエ」に、「同項第4号オ」を「同項第4号カ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第1号

平成16年島根県地方労働委員会告示第1号をもって公表したあっせん員候補者中、次の者を解嘱したので削除する。

平成17年 1月21日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

氏 名	委 嘱 年	解嘱年月日	解 嘱 事 由
吉本 孝	平成5年	平成17年 1月13日	平16年12月21日付 地方労働委員会委員辞任のため

正 誤

平成16年12月28日付け島根県報第1,637号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
16	下から23	荒木	有木
16	下から19	荒木	有木

